

令和 6 年度
愛知県燃料電池産業車両導入費補助金
交付要領

令和 6 年 7 月
愛知県

目 次

- 1 補助金の概要
- 2 補助対象車両
- 3 補助対象事業者
- 4 補助対象経費
- 5 補助率・上限額
- 6 補助事業の流れ
- 7 受付期間
- 8 交付申請書の作成方法
- 9 交付申請書の提出
- 10 交付決定
- 11 補助事業者の責務
- 12 補助金の交付
- 13 運用状況の報告
- 14 問い合わせ先
- 15 参考

1 補助金の概要

燃料電池産業車両の普及を促進することを目的に、燃料電池産業車両の導入に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象車両

(1) 燃料電池産業車両であり、かつ、公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」）が実施する令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業）（以下「財団補助金」）の交付申請を行った車両であること。

(2) 愛知県内で設置・使用する車両であること。

3 補助対象事業者

財団補助金の交付申請を行った者とする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象車両の導入額と当該補助対象車両に対応する一般的なエンジン車の導入額との差額とする。

5 補助率・上限額

5-1 大企業の場合

(1) 補助の考え方

- ア 補助率は、補助対象経費の $1/4$ とする。
- イ 補助上限額は、275 万円とする。

(2) 補助金額の算定方法

愛知県による補助金の額は、

- ア 補助対象経費に愛知県補助金の補助率 ($1/4$) を乗じた額
 - イ 愛知県補助金の補助上限額 (275 万円)
 - ウ 補助対象経費から財団による交付金額を減じた金額
- のいずれか低い金額とする。(ただし、千円未満を切り捨てる。)

(3) 補助のイメージ

ア 補助対象経費 1,100 万円の場合

| 財団 | 愛知県 | 事業者 | 通常車 両価格 |
|-----------|--------|--------|------------|
| 550 万円(※) | 275 万円 | 275 万円 | |

補助対象経費 補助対象外経費

※令和 2 年度までに環境省補助金を利用して導入した実績がある場合
366.6 万円

イ 補助対象経費 1,200 万円の場合

| 財団 | 愛知県 | 事業者 | 通常車 両価格 |
|-----------|--------|--------|------------|
| 550 万円(※) | 275 万円 | 375 万円 | |

補助対象経費 補助対象外経費

※令和 2 年度までに環境省補助金を利用して導入した実績がある場合
400 万円

5－2 中小企業の場合

(1) 補助の考え方

- ア 補助率は、補助対象経費の $1/2$ とする。
- イ 補助上限額は、550 万円とする。

(2) 補助金額の算定方法

愛知県による補助金の額は、

- ア 補助対象経費に愛知県補助金の補助率 ($1/2$) を乗じた額
- イ 愛知県補助金の補助上限額 (550 万円)
- ウ 補助対象経費から財団による交付金額を減じた金額

のいずれか低い金額とする。(ただし、千円未満を切り捨てる。)

(3) 補助のイメージ

- ア 補助対象経費 1,100 万円の場合



※令和2年度までに環境省補助金を利用して導入した実績がある場合
366.6 万円

- イ 補助対象経費 1,200 万円の場合



※令和2年度までに環境省補助金を利用して導入した実績がある場合
400 万円

5－3 ファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結する民間企業の場合

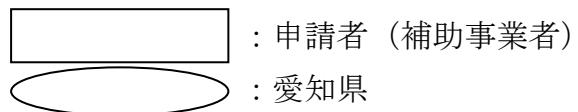
(1) 契約の締結先が大企業の場合

5－1 大企業の場合を適用

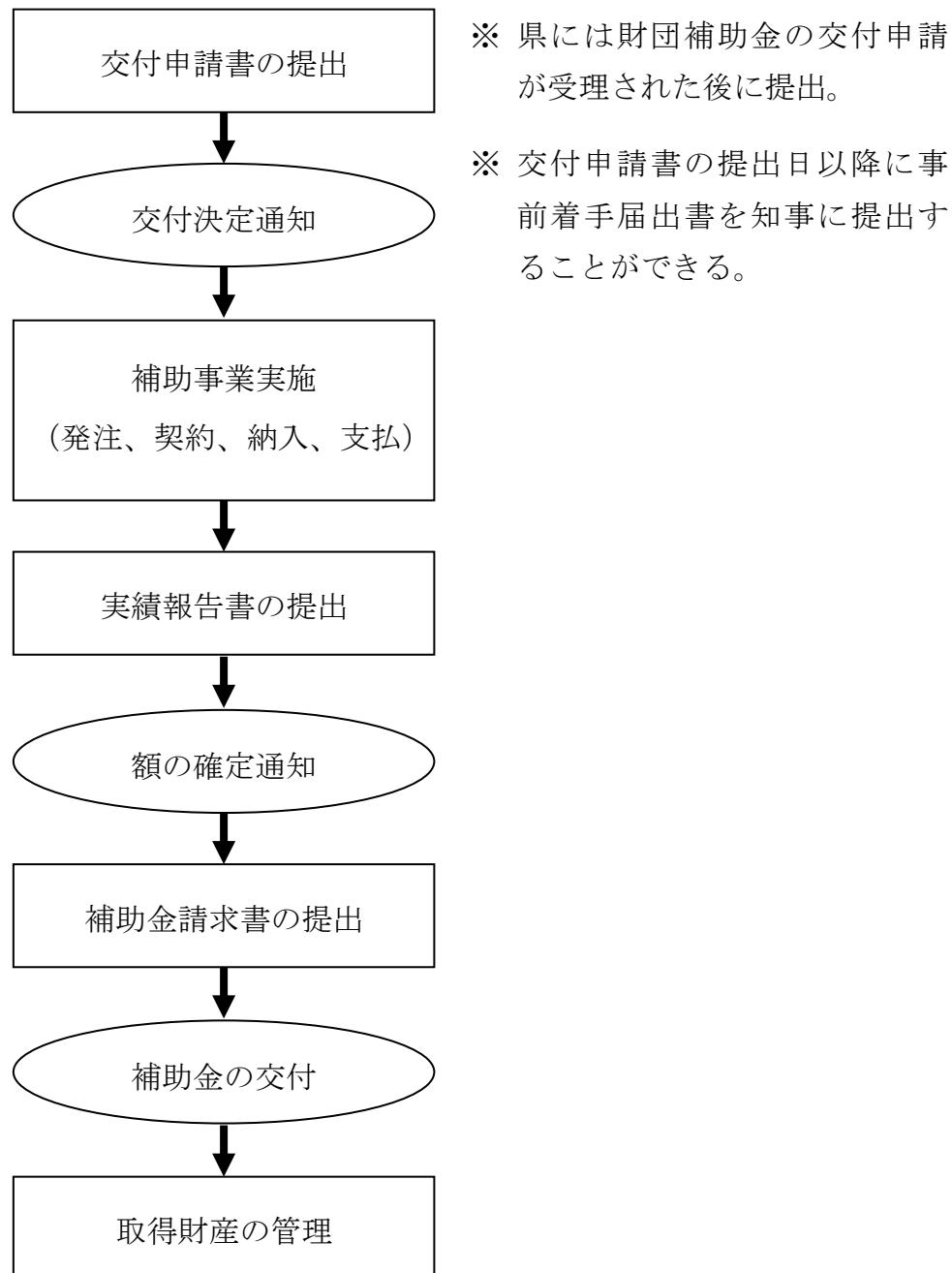
(2) 契約の締結先が中小企業の場合

5－2 中小企業の場合を適用

6 補助事業の流れ



補助事業のおおよその流れは、以下のとおり。



7 受付期間

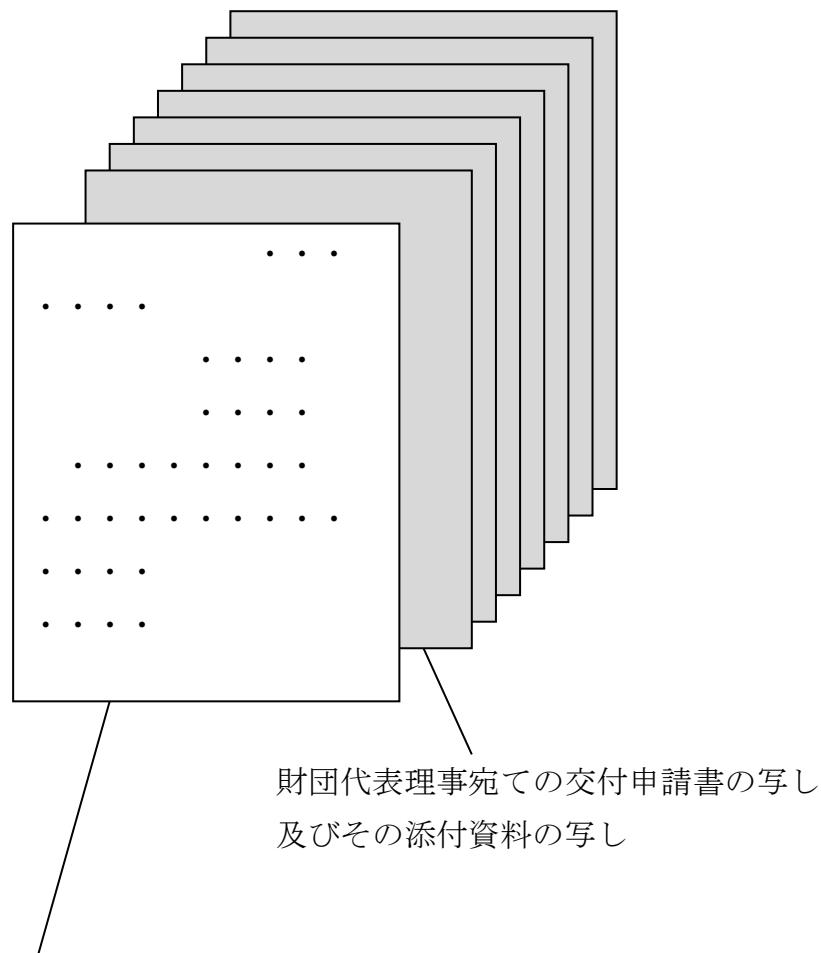
交付申請書の受付は、令和6年7月5日以降、令和7年1月31日まで受け付ける。受付期間中は随時受け付けるが、予算の上限に達した時点で受付を締め切る（締め切った場合は県Webページで案内）。

なお、交付申請書の提出日以降に事前着手届出書を知事に提出することができ、その場合は事前着手届出書に記載の着手（予定）年月日以降に発生した経費（発注を含む。）について補助対象とすることができます。

8 交付申請書の作成方法

交付申請書の作成方法は、以下のとおり。

愛知県知事宛ての交付申請書（様式1）に、財団代表理事宛ての交付申請書及びその添付資料の写しを添付する。



愛知県知事宛ての交付申請書（様式1）（A4版縦置きとすること。）

9 交付申請書の提出

交付申請書は、以下の県 Web ページから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、提出する。

提出書類のファイル保存形式は PDF とし、圧縮等を行い、容量を 20MB 以下にすること。

<愛知県燃料電池産業車両導入費補助金 Web ページ>

<https://www.pref.aichi.jp/site/suiso-fcv/fcfl-hojyokin.html>

10 交付決定

- (1) 交付申請書提出後、補助対象経費の確認を行うにあたり、必要に応じ、申請内容に関する面談によるヒアリングや、追加説明資料の提出依頼を行う場合がある。
- (2) 交付決定は、文書で通知するとともに、インターネット上に事業者名、使用予定の市町村名（名古屋市の場合は区名）、その他（事業者との契約者名）を公表する場合がある。
- (3) 交付決定は予算の範囲内で行う。
- (4) 交付申請の状況により、交付決定通知の補助金交付上限額が減額となる場合がある。
- (5) 愛知県内に設置し、かつ、使用することが交付申請書に明記されている必要がある。

11 補助事業者の責務

本補助金の活用に際しては、以下に記載した事項に同意するほか、愛知県補助金等交付規則を遵守すること。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、県から状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- (3) 補助事業を完了した時は、補助事業者は、その日から起算して 30 日以内又は令和 7 年 4 月 5 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）であって、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものは、処分制限財産とする。補助事業者は、処分制限財産につき、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に（4）の処分制限財産を処分しようとするときは、事前に知事の承認を受けなければならない（補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められない。）。
- (6) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければならない。
- (7) 補助事業に関する調査依頼など、県が求める場合には、調査等に協力しなければならない。
- (8) 同一目的の事業において、別の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに知事に報告しなければならない。なお、別の補助金等の交付を受ける部分については、原則として、補助対象外経費とする（財團補助金を除く）。
- (9) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や、帳簿類の確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- (10) 補助事業終了後、県の監査関係者等が実地検査に入ることがある。
- (11) 補助事業者が、愛知県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定の取消、

返還、不正内容の公表等を行うことがある。

※ 「補助事業の完了」とは、燃料電池産業車両が納車され、代金の支払いを終えた時点をいう。なお、燃料電池産業車両をファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結する民間企業においては、当該燃料電池産業車両を製造した者への代金の支払いが終了し、かつ、リース契約を締結した者への納車をもって「補助事業の完了」とする。

12 補助金の交付

補助金の交付条件については、以下のとおり。

- (1) 補助金の支払は、原則として、補助事業完了後の精算払とする。
- (2) 補助金の交付対象となる経費は、支払対象となる行為（発注から支払まで）が、交付決定日から同年度の3月31日までに終了するものに限る。なお、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は、補助金の交付対象とならない。
ただし、交付申請書の提出日以降に事前着手届出書を知事に提出することができ、その場合は事前着手届出書に記載の着手（予定）年月日以降に発生した経費（発注を含む。）について補助対象とすることができる。
- (3) 消費税及び地方消費税相当額は補助対象外経費とする。

13 運用状況の報告

補助金の交付を受けた事業者は、最終補助事業年度の翌年度から4年間、毎年4月30日までに、前年度1年間の燃料電池産業車両の使用状況を知事に報告しなければならない。

14 問い合わせ先

本補助金の内容等に関する問い合わせは、下記連絡先で受け付ける。

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課
水素社会実装推進室 水素事業グループ
電話 052-954-6350（ダイヤルイン）

附 則

- 1 この要領は、令和6年7月5日から施行する。